

給水装置工事主任技術者 出る問題集

正誤表

頁 / 箇所	誤	正
p.215 上 10 行 同上 11 行 同上 14 行 同上 15 行 同上 17 行 同上 18 行 p.216 上 8 行 同下 1 行 p.217 上 1 行 p.218 下 3 行 p.220 上 11, 12 行 p.258 40-6	<p>建設業法施行令の改正により、下請金額が変わりました。(平成 28 年 6 月 1 日より)</p> <p>下請負の総額が 3 000 万円以上 (建築一式工事は 4 500 万円以上)</p> <p>3 000 万円 (管工事) 以上になる場合 4 500 万円以上</p> <p>～1 件当たりの額が 2 500 (建築一式工事は 5 000 万円以上)</p> <p>下請代金の額が 3,000 万円 (建築一式工事に あっては、4,500</p> <p>～下請代金の額が 3 000 万円 (建築一式工事にあっては、4 500 万円)</p> <p>代金が 2 500 万円以上の場合、 政令で定めた請負代金の額とは、2 500 万円 以上 (建築一式工事では 5 000 万円以上)</p>	<p>下請負の総額が 4 000 万円以上 (建築一式工事は <u>6 000</u> 万円以上)</p> <p>4 000 万円 (管工事) 以上になる場合 <u>6 000</u> 万円以上</p> <p>～1 件当たりの額が 3 500 (建築一式工事は <u>7 000</u> 万円以上)</p> <p>下請代金の額が <u>4,000</u> 万円 (建築一式工事に あっては、<u>6,000</u></p> <p>～下請代金の額が <u>4 000</u> 万円 (建築一式工事にあっては、<u>6 000</u> 万円)</p> <p>代金が 3 500 万円以上の場合、 政令で定めた請負代金の額とは、<u>3 500</u> 万円 以上 (建築一式工事では <u>7 000</u> 万円以上)</p>
	<p>答えの選択肢が抜けているので以下を追加。</p> <p>(1) 13 mm</p> <p>(2) 20 mm</p> <p>(3) 25 mm</p> <p>(4) 30 mm</p>	

お詫びして訂正いたします。